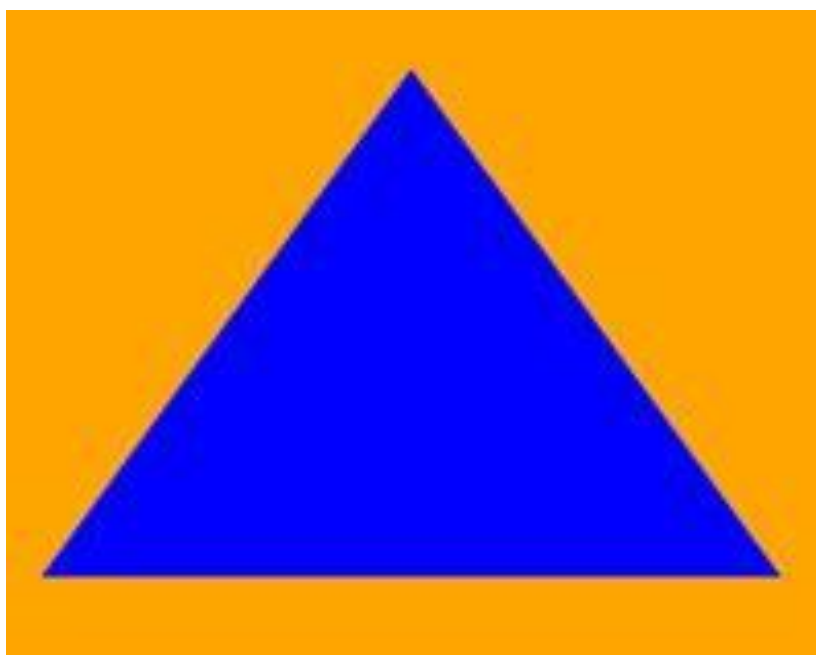


新宿区国民保護計画



このマークは、国民保護措置を行う団体とその要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するための国際的な標章です。

新宿区

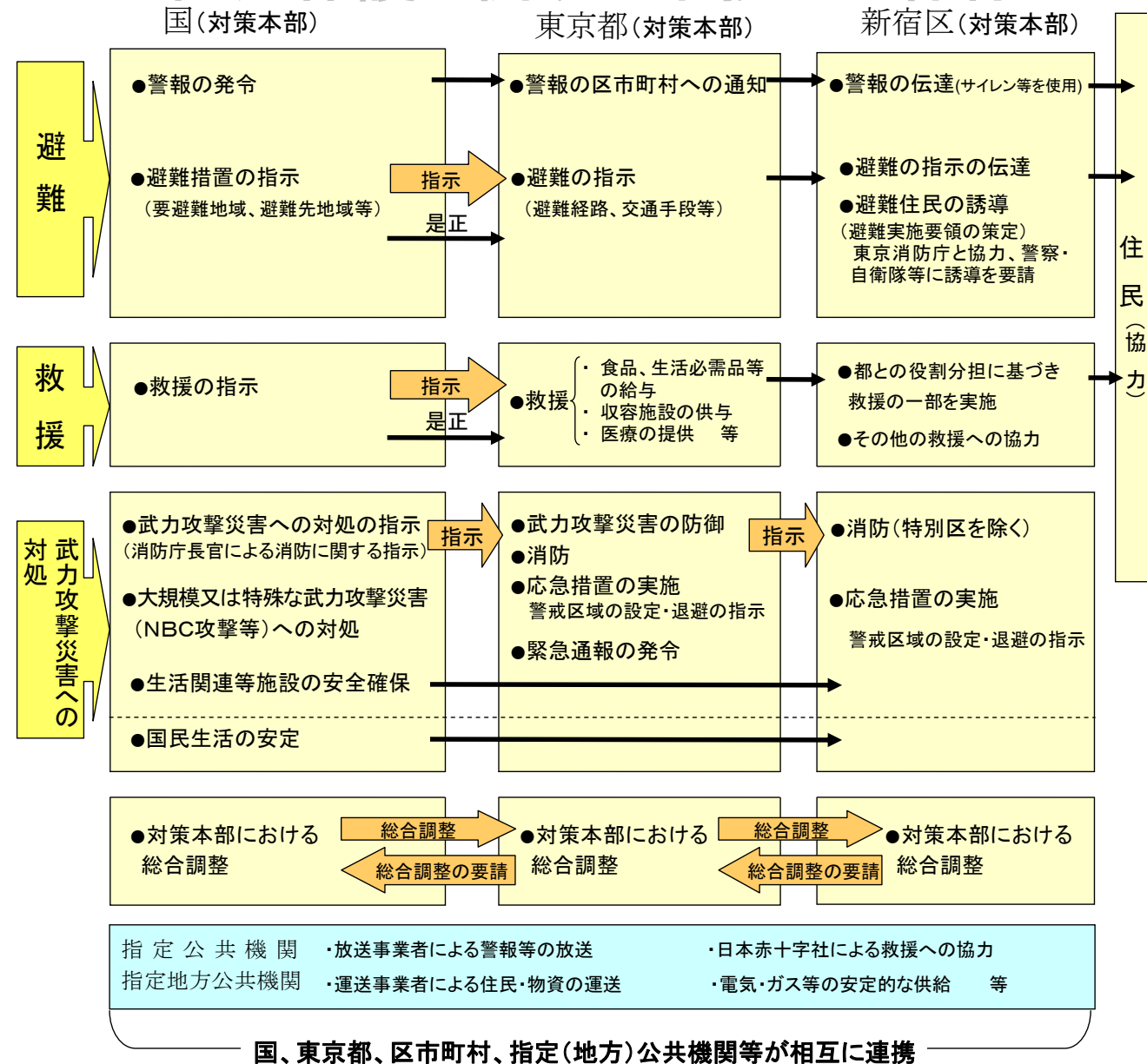
～武力攻撃や大規模テロなどの事態に備えて～

国民保護法とは？

国民保護法は、正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、平成16年6月に施行されました。

この法律には、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されています。

国民保護に関する業務の全体像



国民保護計画とは？

国民保護計画は、外国からの武力攻撃や大規模テロ等に際して、国や地方公共団体等が連携協力して、「避難」「救援」などの国民保護措置を迅速・的確に行うために、国の省庁や都道府県、区市町村があらかじめ作成するものです。

平成17年3月に閣議決定された「国民の保護に関する基本指針」に基づき、平成17年度には全ての都道府県が計画を作成しています。新宿区は、平成18年3月に作成された東京都国民保護計画に基づき、平成19年3月新宿区国民保護計画を作成しました。

想定する事態

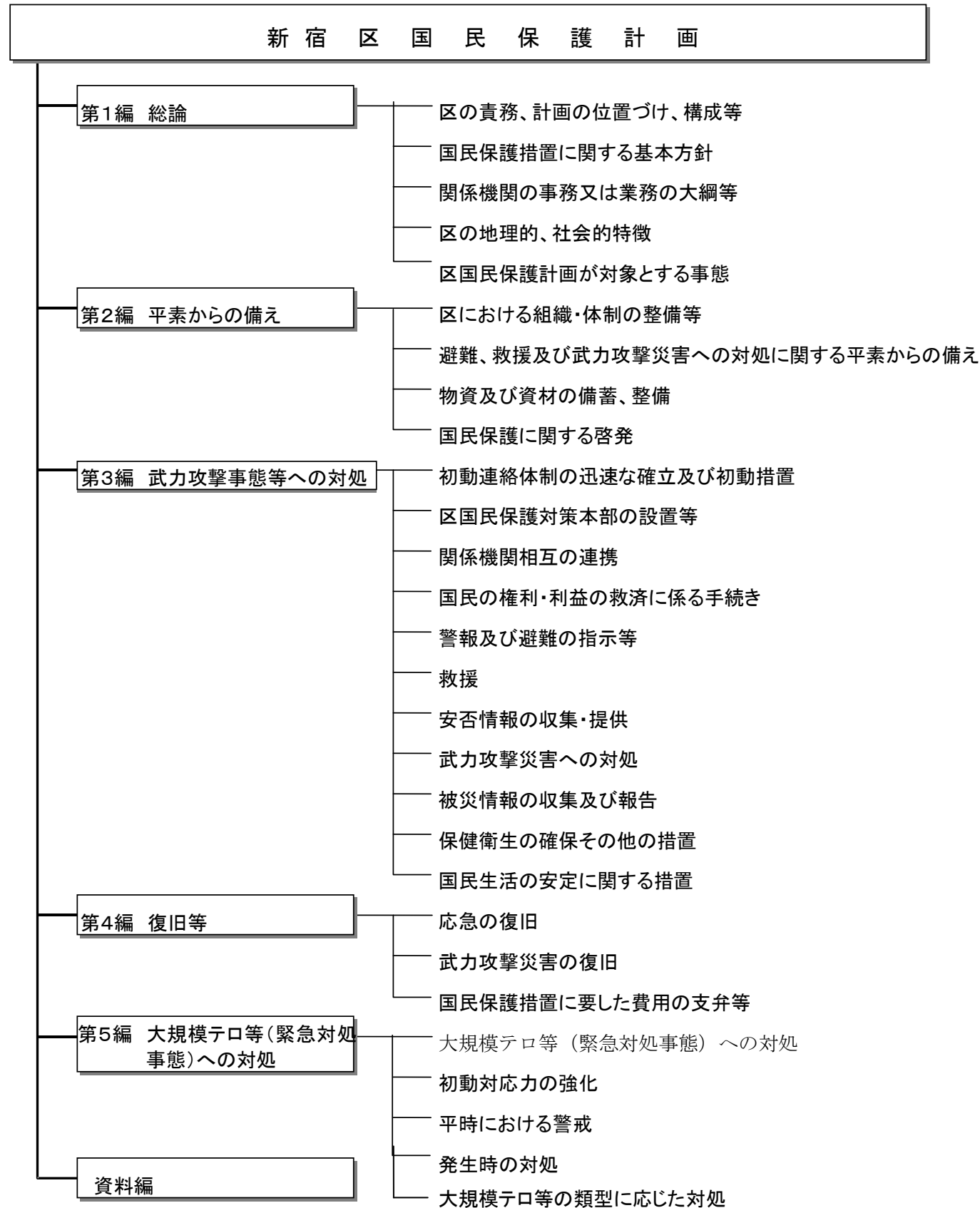
国民保護計画においては、武力攻撃事態4類型及び緊急処理事態4類型を想定しています。またそれぞれの類型においてNBC兵器等を用いた攻撃についても考慮します。

※NBC: 「Nuclear」(核)、「Biological」(生物)、「Chemical」(化学)の総称

事態	事態類型
武力攻撃事態	①着上陸侵攻 ②ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③弾道ミサイル攻撃 ④航空攻撃
緊急処理事態 (大規模テロ等)	●攻撃対象施設等による分類 ①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態(ガス貯蔵施設等) ②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態(駅、列車、劇場等) ●攻撃手段による分類 ③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態(炭疽菌、サリン等の大量散布など) ④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態(航空機等による自爆テロ等)

新宿区国民保護計画の概要

計画の構成



国民保護措置を行う上で留意すべき新宿区の特徴

- 位置 区は、東京23区のほぼ中央に位置し、千代田・港・文京・中野・渋谷の各区にそれぞれ隣接し、面積18.23km、周囲29.4km、東西約6.5km、南北約6.3kmです。
- 人口 人口は305,536人(外国人登録を含む)で中央部及び北西部は、住居専用地域の構成比が高くなっています。昼間人口は、西新宿地区が突出しています。
- 鉄道 区内には、10路線39駅がネットワークを築いており、特にJR新宿駅を中心とするターミナルは、一日の乗降客数は、328万人を越えています。
- その他 区内には地上高100m以上の超高層ビルが26棟あり、東京都庁を始めとして、25棟が西新宿地区に集中し、大規模なオフィス街を形成しています。また、JR新宿駅の東西及び南側は、デパート等の大規模小売店舗を中心とする商業地域で、北側は、歌舞伎町を中心とした大規模な繁華街であり、終日多くの来街者が滞留しています。

平素からの備え

- 組織・体制の整備
初動対応に万全を期すため、区職員の迅速な参集体制を整備し、事態の状況に応じた参集基準を定めます。また、24時間即応可能な体制を確保します。
- 関係機関との連携体制の整備
効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備します。
- 通信の確保及び情報収集・提供等の体制整備
情報伝達ルートの多ルート化など自然災害時における体制を活用して、情報収集、連絡体制の整備に努めます。また、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知・伝達、被災情報や安否情報の収集・提供のための情報収集・提供等の体制を整備します。
- 研修及び訓練
国、東京都等が作成する教材や資料を活用した職員研修を行います。また、国や東京都等の関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、対処能力の向上を図ります。
- 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え
武力攻撃事態等の類型に応じた避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するなど、避難、救援及び武力攻撃災害への対象に関する平素からの備えについて必要な事項を定めます。
- 物資及び資材の備蓄、整備
防災のための備蓄の活用を基本とし、国民保護措置の実施のために特に必要となる物資及び資材については新たに備蓄・調達に努めます。また、東京都及び他の区市町村、事業者等との間で協定を締結するなどして必要な体制を整備します。
- 国民保護に関する啓発
東京都や関係機関と連携し、広報誌、パンフレット、インターネット等を活用して国民保護措置の重要性について啓発を行います。

武力攻撃事態等への対処

●実施体制

被害の原因が明らかにならずに、国による事態認定前の段階においては、東京都、警察、消防等の関係機関との情報共有に努めるとともに、国民保護に準じた措置を行います。

対策本部の設置指定があった場合には、迅速に「新宿区国民保護対策本部」を設置して、国や東京都、警察、消防などの関係機関と連携して国民保護措置を行います。

●避難

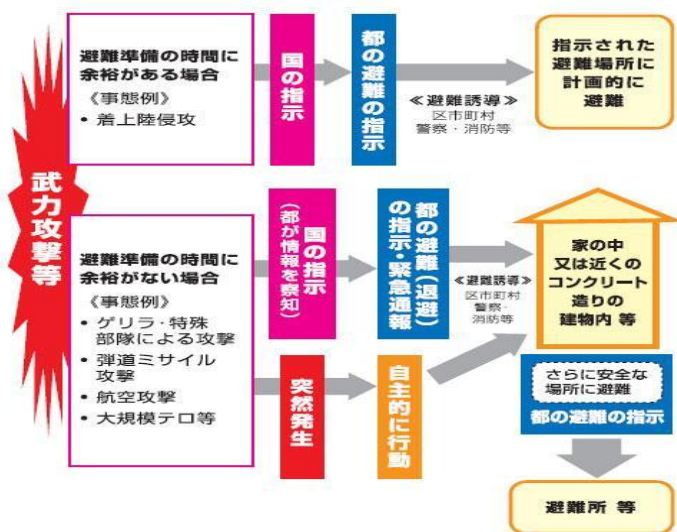
《警報の伝達》

都から警報の内容の通知を受けて、同報系防災行政無線などにより、区民等に内容を伝達します。

《避難住民の誘導》

都知事による避難の指示が行われた場合には、区民等に迅速に伝達するとともに、避難実施要領を策定して、その内容に基づき、関係機関との連携のもと、避難住民を避難先地域まで誘導します。

住 民 の 避 難



* 高齢者・障害者など配慮が必要な方々に対しては、優先的な避難、交通手段の確保などに努めます。

●安否情報の収集・提供

避難者名簿を作成するなどにより、安否情報の収集・整理を行うとともに、区民等からの照会に対して速やかに回答します。(個人情報の保護に関しては、留意し適切に対応します。)

●救 援

《避難場所や医療の提供》

都とあらかじめ調整した役割分担により、関係機関と連携を図りながら、避難所の開設・運営、食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与、医療の提供等を行います。



▶ 安否情報の収集・提供 (個人情報の保護に留意)



※ 外国人の安否情報は日本赤十字社も収集・提供を行います。(都は収集に協力)

●武力攻撃災害への対処

活動時の安全確保に留意しながら、関係機関や施設管理者と協力して、被害の最小化のために必要な措置を行います。

①退避の指示

住民の生命・財産の保護または災害の拡大防止のために退避の指示を行います。

②警戒区域の設定

住民の生命・身体に対する危険防止のために警戒区域を設定し、立入りを制限または禁止します。

③応急公用負担等

武力攻撃災害への対処措置のために緊急の必要がある場合に、土地・建物・工作物等を一時使用する場合があります。

④消防に関する措置

消防による消火、救急及び救助の活動が適切に行われるように、警察等と連携して必要な措置を講じます。

大規模テロ (緊急対処事態) への対処

●大規模テロ等 (緊急対処事態) への対処

国民保護対策本部の設置や国民保護措置 (住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等) などは、武力攻撃事態への対処と準じて行います。

●初動対応力の強化

テロ等の発生時、住民等の避難や救助等を迅速に行うため、危機管理体制の強化や対処マニュアルの整備等により、区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の初動対応力の強化を図ります。

●平時における警戒

東京都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携して、テロ等の兆候や危機情報の把握に努めます。

●発生時の対処

大規模テロ等が発生した場合、東京都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力を挙げて取り組みます。

●大規模テロ等の類型に応じた対処

大規模テロ等の類型に応じて平素の備え及び対処を行います。

国民保護のしくみに関する詳しい情報は、下記ホームページでご覧いただけます。

●新宿区ホームページ

<http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/bousai/kokuminhogo1/index.htm>

(国関係)

●国民保護ポータルサイト（内閣官房） <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

●総務省消防庁 <http://www.fdma.go.jp/>

(東京都関係)

●東京都総合防災部ホームページ

<http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/tmg/protection.html>

●都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階北側）

東京都国民保護計画が閲覧することができます。

お問い合わせ先

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区区長室危機管理課危機管理係

T E L : 03-3209-1111（内線2473）

F A X : 03-3209-4069

平成19年12月発行

編集・発行 新宿区区長室危機管理課危機管理係

